

おらが村の ニュース&トピックス

小石原テレビ共同受信施設組合様より

■東峰村へ寄付金

12月5日(水)小石原テレビ共同受信施設組合(約200戸加入)組合長 大里 繁光氏、会計 梶原 二郎氏が来庁され、「村内全域の地上デジタル放送への移行を村で施行していただいたことにより、組合を解散しますので、地デジ移行のための積立金の一部を寄付します」との申し出により、「1. 村の豪雨災害に関して 2. 村社会福祉協議会に対して 3. 日本赤十字社東日本大震災義援金として」寄付金をいただきました。

大切に使用させていただきます。本当にありがとうございます。



保・小・中一緒に走りました！

■持久走大会・マラソン、駅伝大会

12月18日(火)東峰学園運動場において、今回は小石原保育園、美星保育所、東峰小学校、東峰中学校の順に村内の子ども達の持久走大会、マラソン・駅伝大会が行われました。園児達は運動場を一周、小学生は学年ごとに村道に出て、中学生は駅伝とマラソンに分かれて、それぞれ自己記録の更新に挑みました。寒い中、運動場や沿道には多くの保護者の方々が応援に駆けつけてくださり、子ども達に大きな声援をかけていました。(裏のフォトギャラリーに写真を掲載しています。)



新嘗祭献穀献納伝達書交付式

■竹地区の棚田米を献上

稲の収穫を祝い、豊穰を祈る宮中行事の式典「新嘗祭」が11月23日(金)皇居において執り行われ、竹の棚田の献穀田で収穫した新穀が献上されました。

10月31日(水)精米と精粟を献上する「新嘗祭献穀献納式」に献納者の竹地区の梶原國廣氏夫妻が参入され、12月26日(水)福岡県庁において農林水産部長より献穀者に「新嘗祭献納伝達書」が授与されました。その後、東峰村長、JA 筑前あさくら組合長と共に福岡県知事を表敬訪問し、新嘗祭献穀献納式の報告等を行い、献穀田で収穫されたお米を県知事に贈呈しました。



人の動き

東峰村(平成24年12月末現在)		前月比	あさくら地域(平成24年12月末現在)		前月比
人口	2,449	-4	人口	89,161	-57
男	1,128	-3	男	42,063	-30
女	1,321	-1	女	47,098	-27
世帯数	923	1	世帯数	31,750	2



村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311
小石原庁舎 74-2311

総務課

◆平成 25 年度 村・県民税（個人住民税）の一部改正について

※ 生命保険料控除が改正されます。

平成 24 年 1 月 1 日以降締結分の生命保険契約等については、新たに「介護医療保険料控除」（介護保障又は医療保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等についての控除）が別枠で設けられ、3 種類に分けられます。適用限度額はそれぞれ 28,000 円、合計適用限度額 70,000 円になります。

(1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等

- イ 介護医療保険料控除の創設【控除額（上限）】28,000 円
 - ロ 一般生命保険料控除の縮減【控除額（上限）】35,000 円 ⇒ 28,000 円
 - ハ 個人年金保険料控除の縮減【控除額（上限）】35,000 円 ⇒ 28,000 円
- ※ イ+ロ+ハの合計額の上限は 70,000 円

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
12,000 円以下	支払保険料等の金額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等×1/4+14,000 円
56,000 円超	28,000 円（上限）

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等

- イ 一般生命保険料控除【控除額（上限）】35,000 円
 - ロ 個人年金保険料控除【控除額（上限）】35,000 円
- ※ イ+ロの合計額の上限は 70,000 円

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
15,000 円以下	支払保険料等の金額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2+7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等×1/4+17,500 円
70,000 円超	35,000 円（上限）

(3) (1) と (2) の双方の保険契約等に係る控除がある場合

(1) と (2) のそれぞれの計算式で求めた合計額

(各控除の上限は 28,000 円で、合計額の上限は 70,000 円)

【問合せ先】

- 所 得 税・・・甘木税務署 電話 22 - 2720
- 村県民税・・・東峰村役場 総務課 税務係 電話 72 - 2311
- 国民健康保険税・・・東峰村役場 住民福祉課 国民健康保険税係 電話 74 - 2311

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課 税務係 (電話: 72 - 2311) まで

所得税・村県民税の申告期間（所得税の確定申告期間）

2月18日(月)～3月15日(金)

《受付場所・受付期間》

受付場所	宝珠山庁舎	小石原庁舎
受付期間	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く)	2月20・27日、3月6・13日 (期間中の水曜日)

※宝珠山庁舎では、期間中は毎日(平日)受付を行います。小石原庁舎では、水曜日だけの受付とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

※交通事情等の理由により、水曜日以外の日に小石原庁舎での申告を希望される方は、事前にご連絡下さい。(TEL72-2311 総務課税務係)

《農業者申告相談会》

場 所	基幹集落センター2階 研修室	1月25日(金) 午後2時～
-----	----------------	----------------

※税務署より農業所得の申告について説明がありますので、農業収入、経費がわかる資料等をご持参の上、ご出席ください。

所得税の確定申告

【申告が必要な人】

- 商業・工業・農業・医業などを営んでいる人
- 家賃・地代・不動産売却などの所得がある人

平成24年中の各種の所得金額の合計が基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・その他の所得控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。

●給与所得者

給与所得者は通常、年末調整で税金の精算が行われているので所得税の申告は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人は、申告が必要です。

- ① 給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ② 給与を2ヶ所以上の事業所からもらっている人
- ③ 給与収入の年額が2,000万円を超える人

村県民税・国保税の申告

村県民税・国民健康保険税の申告書は、1月中旬に連絡員さんを通じて各世帯に配布します。

【申告が必要な人】

●平成25年1月1日現在、本村に住所がある方（住民基本台帳に登録されていない方でも本村に住んでいる方）は申告しなければなりません。（パート・アルバイト等の収入のある方、農地を貸して貸付料をもらっている方等も申告が必要です。）

●平成24年1月から12月までに所得がなかった方も必ず申告してください。

（非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの基礎資料に必要です。）

※所得税の申告をされた方や、平成24年1月から12月までの所得が給与所得のみの方（勤務先より村へ給与支払報告書の提出があった方）は申告の必要はありません。

申告や納税相談に必要なもの

【所得税・村県民税・国保税】

- 申告書…申告書の送付を受けている人は、その「申告書」。所得税の申告は「確定申告書」、村県民税・国民健康保険税の申告は「村県民税申告書」
- 印鑑…口座振替希望者の方は、通帳とその印鑑
- 源泉徴収票…給与や年金などのある人は「平成 24 年分源泉徴収票」
- 帳簿書類…事業所得、不動産所得、農業所得などがある人は「収入・仕入・必要経費などが分かる帳簿書類」
- 社会保険料・生命保険料・損害保険料の所得の控除を受ける人は「社会保険料や生命保険料などの証明書」
- 雑損控除を受ける人は「損害を受けた住宅・家財の証明書」
- 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書と明細書・保険金などで補てんされる金額の明細書」
- 寄付金控除を受ける人は「寄付の証明書」
- 配当、住宅借入金などの所得税額控除を受ける人は、建物の登記簿謄本などの「税額控除に必要な書類」

所得税の還付申告

～こんなとき申告すれば納めた税金が戻ってきます～

給与所得者で確定申告をする必要のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻る（還付される）ことがあります。

【住宅ローンを利用してマイホームを取得したとき】

住宅ローンを利用してマイホームを新築や購入、増改築したときは、一定の要件を満たせば入居した年から最高 15 年間の選択で、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この控除を受けるには確定申告が必要です。

【年間の医療費が 10 万円または所得の 5 %を超えたとき】

家族の病気やけがなどで平成 24 年中に支払った医療費が、10 万円または所得の 5 %を超えると、医療費控除を受けることができます。

この控除対象は、診療・治療・出産のための診察費や入院のほか、入院中の食事代、薬代、歯の治療代、医師の処方に基づく治療費のためのマッサージや針代、成人のおむつ購入費（医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。ただし、要介護認定を受け 2 回目以降に医療費控除を受ける人は、いくつかの要件を満たしていれば、役場住民福祉課が発行する書類でおむつ証明書に代えることができます。詳しくは住民福祉課へおたずねください。）などで、このうち、社会保険から支給される療養費や生命保険会社から支払われる入院給付金などを差し引いた自己負担額です。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。

簡単！スピーディー！！ ネットでどこでも申告・納税

自宅やオフィス、事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます

詳しくは

e-Tax ホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課（電話：72 - 2311）まで

◆平成 26 年 1 月から
記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

◆事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成 26 年 1 月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が 300 万円を超える方です。

平成 26 年 1 月からの記帳・帳簿等保存制度

◎対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

売上等の収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿 (法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿 (任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

◆ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

※問合せ先：甘木税務所 電話番号 22 - 2720

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課 税務係 (電話：72 - 2311) まで

◆青色申告を始めませんか？

◆「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

◎青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高 65 万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高 10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高 10 万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

◎青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一 にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後 3 年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告をするためには

◆青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の 3 月 15 日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から 2 か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

※問合せ先：甘木税務所 電話番号 22 - 2720

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課 税務係（電話：72 - 2311）まで

◆水道料改定について

村では、合併以前の料金を継承し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてきましたが、施設の老朽化による維持管理費の増加、建設時の借入金返済、その他経費を含めた支出が収入を上回る経営赤字が平成21年から発生したため、基金を取壊して補填する状況となっていました。そのため水道委員会で運営方針等について協議いただいた結果、料金値上げが望ましい旨の建議を受け、平成24年12月議会審議を経て次のとおり新料金が承認されました。新料金は、平成25年3月1日（料金は4月請求分）からの適用となりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点は、役場農林建設課（電話 72 - 2313）までお尋ね下さい。

◆◆◆ 水道料金 ◆◆◆

水 道 料 金 (税 別)					
用 途	基 本 料 金 (1ヶ月)		超 過 料 金 (1㎡当たり)	メーター損料 (1ヶ月)	
一般用・公共用	10㎡まで	1,400円	150円	20mmまで	100円
工 場 用	50㎡まで	5,500円	150円	25mm	150円
一 時 用	10㎡まで	2,500円	200円	30mm	200円
使用一時中止の場合		400円	/	40mm	300円
消火栓(演習用)	1回10分ごとに	400円		50mm	400円
一般用・公共用：(家事用、作業場、地区公民館、格納庫、学校など)			/		
工場用：(工場のみ)					
一時用：(仮設など臨時的に使用する場合)					
消火栓：(水道施設の消火栓で、消防団等が演習等に使用した場合)					
使用一時中止：(水道を廃止せず、一時的に使用を中止する場合)					

※使用料金には別途消費税が加算されます。

◆◆◆ 加入分担金 ◆◆◆

(1) 加 入 分 担 金 (税 別)			
簡 易 水 道 名	メーター口径 (径20mmまで)	メーター口径 (径25mm)	メーター口径 (径30mm以上)
小石原、鶴、今桑・東、宝珠山、竹・岩屋・栗松地区簡水	150,000円	240,000円	400,000円

※加入分担金は、簡易水道に加入する際の分担金として納めていただくものです。この分担金には、水道管（本管）から家庭内の水道メーターまでの取り出し工事費は含まれておりません。新規に加入する際は、分担金と水道管（本管）から水道メーターまでの工事費は従来どおりご負担いただきます。

※加入分担金には別途消費税が加算されます。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 農林建設課（電話：72 - 2313）まで

◎冬場の水道管凍結防止について

12月から2月頃にかけて気温がマイナスになると凍結による家庭内水道管が破損する事故が増加します。凍結を防止するには、蛇口や水道管の露出部に布切れや毛布で保温するなどの対策が有効です。また、凍結事故による漏水で使用量が増加した場合は、1回に限り減額措置が適用されます。詳しくは、役場水道係(72-2313)までお尋ねください。

※家庭内の配管設備の修繕であっても村指定事業者の資格が必要です。

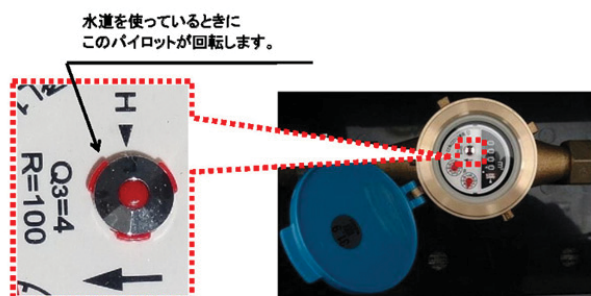
◎家庭内漏水の確認について

村の水道施設が老朽化しています。特に宝珠山地区簡水(昭和40年代)及び小石原地区簡水(昭和50年代)では、料金に反映された総水量と浄水場から配水された総水量の差が大きくなっています。これは水道本管から各家庭に配管した塩ビ管等の老朽化による漏水が考えられます。そのため村では定期的に漏水調査を実施し漏水の把握に努めておりますが、家庭内の漏水の調査・修繕は使用者が行うこととなります。

漏水は、はじめわずかであっても次第に多くなり、水道水が無駄になるだけでなく、水道料金が高額になりますので、早期発見、修繕が不可欠です。家庭内の漏水は自分で簡単に見つけることができますので、定期的な水道メーターの確認を心がけましょう。

Q 家庭内の漏水はどのように調べればよいですか。

A: 水道メーターで簡単に調べることができます。水道を使用していない状態で、水道メーターのパイロットが回転していれば、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水が疑われます。



Q 水を使用していないのに水道メーターのパイロットが回っています。どうしたらよいですか。

A: 家庭内漏水が疑われます。村指定事業者の資格を持つ水道事業者にご連絡下さい。水道事業者が分からない時は、役場水道係(電話72-2313)に御連絡ください。村指定事業者をご紹介します。

Q 宅地内で漏水があっていますが、どうしたらよいですか。

A: 水道メーターから本管側であれば村が修理し、宅内側であれば個人が修理することになります。

次のような場合は漏水のおそれがありますのでご注意ください。

- ・前回の使用水量に比べ、特に理由がないのに水量が増えた
- ・蛇口の閉まりが悪く、水が垂れている
- ・水道を使っていないのに、蛇口などに耳を当てると「シュー」といった音がする
- ・給湯設備などの排水管から水が流れている
- ・水道管を埋めてある付近がいつも湿っている(配管してある壁や床が湿っている)
- ・水道を使っていないのに、側溝や排水路に水が流れている

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 農林建設課 (電話:72-2313) まで

住民福祉課

◆国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただくことにより月々 50 円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い 6 か月前納・1 年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

○国民年金を納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・遺族など事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

平成 24 年度の国民年金保険料額は、一ヶ月 14,980 円です。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。まだ、納付がお済でない方は、納付書をご用意のうえ、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の手間がかからない、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

国民年金保険料についてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総合窓口（電話：72 - 2311）まで

企画振興課

◆西鉄バス特別定期券購入者への助成金交付のお知らせ

村では平成 24 年度も路線バスの利用促進と子どもや高齢者などの交通弱者対策として、西鉄バスが発行する「グランドパス 65」と「エコルカード」の購入者に対し、助成金を交付しています。

◆助成金交付対象者：村内居住の 65 歳以上の方及び学生

◆助成金の対象となる特別定期券：「グランドパス 65」及び「エコルカード」それぞれの 3 ヶ月以上の定期券（通用期間が平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の間になっているもの）

◆助成金の申請方法：購入した特別定期券の写しを添えて、宝珠山庁舎総務課又は小石原庁舎企画振興課で申請（申請者は、交付対象者本人又はその家族）

◆持参するもの：通帳、印鑑、特別定期券又はその写し

◆交付申請の期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

◆助成金の額：定期券の期間が 3 ヶ月・6 ヶ月は 1 回 2,000 円とし交付は年 2 回を限度とする。

ただし、定期券の期間が 1 年のものは、1 回 4,000 円とし、交付は年 1 回を限度とする。



お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課（電話：74 - 2311）まで

住民福祉課

◆ 20 歳になったら国民年金

国内に居住する 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30 歳未満）などの保険料免除制度があります。

■ 国民年金（基礎年金）3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障害の状態になったときに支えます
3. 加入者がなくなったとき、子のある配偶者、子を支えます

老齢基礎年金
障害基礎年金
遺族基礎年金

■ 世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です

■ 公的年金制度は 2 階建て

日本の公的年金制度の仕組みは 1 階が国民年金（基礎年金）、2 階は厚生年金保険などの 2 階建て構造になっています。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総合窓口（電話：72 - 2311）まで

高倉村長

12月

17（月）	東峰村定例議会 ～ 19日
18（火）	甘木・朝倉広域圏理事会（朝倉市）
20（木）	東峰村公共公有財産活用協議
21（金）	（株）ふるさと村取締役会
25（火）	甘木・朝倉広域圏定例議会
26（水）	・（株）陶の里役員会 ・新嘗祭献穀伝達式（福岡県庁）
28（金）	仕事納め式

12月16日～1月15日の動き

1月

4（金）	仕事初め式・成人式
6（日）	東峰村 消防出初式
7（月）	県庁及び関係機関 年始（福岡市）
8（火）	（株）ふるさと村取締役会
10（木）	京浜・京阪市場青果物販要請～12日 （東京都）
12（土）	部落開放同盟（朝倉地協）新春旗開き

※村長の行動記録からいくつかを抜粋し紹介したものです。

今月の納税

- 税目 国民健康保険税 第7期
- 村県民税税 第4期
- 納期限 1月 31日（木）
- 口座振替日 1月 25日（金）

東峰村ごみ収集量（平成 24 年 12 月分）(kg)

種 別	当月分	前月分	増減
可燃ごみ	36,380	36,620	▲ 240
資源ごみ	7,700	6,300	1,400
粗大ごみ	1,770	2,130	▲ 360
合 計	45,850	45,050	800

生姜は薬味としてばかりでなく、殺菌能力に優れ、伝染病の感染を防ぎ、血行をよくします。